

第10次鳥獣保護事業計画の概要について

京都府知事が実施する鳥獣保護事業についての基本的な方針や取り組みなどを定める5箇年計画です。

第一 計画の期間

平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

- ・ 鳥獣による農林水産業被害の問題と、鳥獣の適切な保護繁殖の必要性との調整を図りながら、鳥獣保護区の指定を進めます。
- ・ 冠島沓島鳥獣保護区にある冠島及び沓島は、全国的にも貴重な水鳥の集団繁殖地として天然記念物に指定されており、その重要性を考慮して知事指定から国指定の鳥獣保護区に移行します。

< 鳥獣保護区の指定計画 >

		策定時の指定状況 (H19.4.1)	現在の指定状況 (H21.11.1)	第10次計画終了時 (H24.3.31)	増 減 (終了時 - 策定時)
鳥 獣 保 護 区	箇所数	69	68	72	3
	面積 (ha)	28,738	28,846	29,302	564
特 別 保 護 地 区	箇所数	2	2	1	△ 1
	面積 (ha)	142	142	98	△ 44

第三 鳥獣の保護及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

- ・ 鳥獣の捕獲等の許可に関して、目的に応じた条件を定め適切な保護管理を行います。
- ・ 鳥獣を自然のままに保護することと、乱獲への懸念から愛がんのための捕獲は原則として認めないこととします。
- ・ ニホンジカ及びイノシシの有害捕獲について、「くくりわな」の輪の直径の制限を解除します。

第四 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用禁止制限区域及び猟区に関する事項

銃猟による危険を未然に予防するため、市街地や人家が密集している場所など、銃猟による危険が予想される場所について指定を行います。

< 特定猟具使用禁止区域の指定計画 >

		策定時の指定状況 (H19.4.1)	現在の指定状況 (H21.11.1)	第10次計画終了時 (H24.3.31)	増 減 (終了時 - 策定時)
銃猟に伴う危険 を予防する区域	箇所数	60	66	67	7
	面積 (ha)	45,788	47,811	48,319	2,531

第五 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

本府において被害が深刻であり、かつ生息状況や生態的特性に配慮して慎重に取り扱う必要がある鳥獣について、特定鳥獣保護管理計画を策定し、保護管理を行います。

＜ 特定鳥獣保護管理計画の策定 ＞

対象鳥獣	ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザル
計画期間	平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間

第六 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

鳥獣に関する施策を実施する上で生息状況の調査は、必要不可欠なものであるため、府のレッドリストで絶滅寸前種に指定されているツキノワグマをはじめニホンジカやニホンザル、ガン・カモ類などを対象に鳥獣の生息状況について調査し、情報の収集を行います。

第七 鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項

愛鳥週間行事や愛鳥ポスターコンクールの実施により府民に自然に対する関心と理解を深めてもらうとともに、安易な餌付けによって生態系のバランスが崩れるおそれがあることを啓発するなど、正しい知識の普及に努めます。

第八 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

適正な担当者の配置、緑の指導員（鳥獣保護員）と連携した取締りの実施など、円滑に施策を実施に努めます。

第九 その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項

- ・ 鳥獣の区分に応じた保護管理を実施します。
- ・ 市町村及び（社）京都府獣医師会、（社）京都市獣医師会の協力の下、野生鳥獣救護センター（京都市動物園）と福知山市立三段池動物園において傷病鳥獣の救護活動を行います。

施行及び改正状況

- ・ 施行：平成19年4月1日
- ・ 改正：平成19年11月1日
- ・ 改正：平成20年11月1日
- ・ 改正：平成21年3月1日
- ・ 改正：平成21年11月1日

根拠法令

根拠法令：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第4条